

平成 22 年第 4 回定例会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 22 年 12 月 7 日（火曜日）

平成 22 年第 4 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 22 年 12 月 7 日（火曜日）午前 10 時 01 分開会

◎議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 認定第 1 号（第 3 定）平成 21 年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号（第 3 定）平成 21 年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号（第 3 定）平成 21 年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号（第 3 定）平成 21 年度富良野市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号（第 3 定）平成 21 年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号（第 3 定）平成 21 年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号（第 3 定）平成 21 年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号（第 3 定）平成 21 年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 9 号（第 3 定）平成 21 年度富良野市水道事業会計決算の認定について
認定第 10 号（第 3 定）平成 21 年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について
 - 日程第 4 議案第 5 号（第 3 定）第 5 次富良野市総合計画基本構想について
 - 日程第 5 所管事項に関する委員会報告
 - 調査第 4 号 指定管理者制度の現状について
 - 調査第 3 号 高齢者福祉について
 - 都市事例調査
 - 調査第 5 号 雇用対策について
 - 都市事例調査
 - 日程第 6 議会改革特別委員会報告
 - 日程第 7 監査委員報告（例月出納検査結果報告 平成 22 年度 8 月～10 月分）
 - 日程第 8 議案第 22 号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 日程第 9 議案第 23 号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 日程第 10 議案第 1 号～第 21 号（提案説明）
-

◎出席議員（18名）

議長	18番	北 猛 俊 君	副議長	17番	日 里 雅 至 君
	1番	佐々木 優 君		2番	宮 田 均 君
	3番	広 瀬 寛 人 君		4番	大 栗 民 江 君
	5番	千 葉 健 一 君		6番	今 利 一 君
	7番	横 山 久 仁 雄 君		8番	岡 本 俊 君
	9番	宍 戸 義 美 君		10番	大 橋 秀 行 君
	11番	覚 幸 伸 夫 君		12番	天 日 公 子 君
	13番	東 海 林 孝 司 君		14番	岡 野 孝 則 君
	15番	菊 地 敏 紀 君		16番	東 海 林 剛 君

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	能 登 芳 昭 君	副 市 長	石 井 隆 君
総 務 部 長	古 東 英 彦 君	保 健 福 祉 部 長	中 田 芳 治 君
経 済 部 長	外 崎 番 三 君	建 設 水 道 部 長	岩 鼻 勉 君
看 護 専 門 学 校 長	丸 昇 君	総 務 課 長	若 杉 勝 博 君
財 政 課 長	清 水 康 博 君	企 画 振 興 課 長	鎌 田 忠 男 君
教育委員会委員長	児 島 応 龍 君	教育委員会教育長	宇 佐 見 正 光 君
教育委員会教育部長	遠 藤 和 章 君		
農業委員会事務局長	山 内 孝 夫 君	監 査 委 員	松 浦 惺 君
監査委員事務局長	鈴 木 茂 喜 君	公 平 委 員 会 委 員 長	島 強 君
公平委員会事務局長	鈴 木 茂 喜 君	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	藤 田 稔 君
選挙管理委員会事務局長	高 橋 慎 一 郎 君		

◎事務局出席職員

事 務 局 長	藤 原 良 一 君	書 記	日 向 稔 君
書 記	大 津 諭 君	書 記	渡 辺 希 美 君
書 記	澤 田 圭 一 君		

午前10時01分 開会
(出席議員数18名)

開 会 宣 告

○議長(北猛俊君) これより、本日をもって招集されました平成22年第4回富良野市議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長(北猛俊君) 直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指定

○議長(北猛俊君) 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第119条の規定により、

岡 本 俊 君
宍 戸 義 美 君
佐 々 木 優 君
東 海 林 剛 君
宮 田 均 君
菊 地 敏 紀 君
広 瀬 寛 人 君
岡 野 孝 則 君

以上、8名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には

岡 本 俊 君
宍 戸 義 美 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

○議長(北猛俊君) 事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長藤原良一君。

○事務局長(藤原良一君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号より議案第21号までは、あらかじめ御配付のとおりでございます。

なお議案第22号及び第23号につきましては、本日配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。

このうち、調査の終了いたしまして事件につきまして

は報告書として配付のとおりでございます。

次に、議長の閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして本日配付のとおりでございます。

朗読は、慣例により省略させていただきます。

次に、本定例会の説明員につきましては別紙名簿として配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

○議長(北猛俊君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長菊地敏紀君。

○議会運営委員長(菊地敏紀君) -登壇-

議会運営委員会より、11月30日に告示されました、平成22年第4回定例会が本日開催されるに当たり、12月3日に議会運営委員会を開催し、審議した結果について御報告申し上げます。

本定例会に提出されました事件数は34件でございます。

うち議会側提出事件は11件で、その内訳は事務調査報告3件、都市事例調査報告2件、特別委員会報告3件、例月出納検査結果報告3件でございます。

市長よりの提出事件は23件で、その内訳は予算5件、改正条例2件、指定管理13件、人事2件、その他1件でございます。

事件外といたしまして議長報告がございます。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、会期の決定後、平成22年第3回定例会で設置の決算審査特別委員会に付託の認定第1号から認定第10号並びに、総合計画基本構想審査特別委員会に付託の議案第5号、第5次富良野市総合計画基本構想についてそれぞれ委員会の報告を受け、これを審議願います。

次に、所管事項に関する委員会報告、都市事例調査報告、特別委員会報告、監査委員報告を受けます。

次に、議案第22号、議案第23号の審議を行い、次に、議案第1号から議案第21号の提案説明を受け、第1日目の日程を終了いたします。

12月8日、9日、10日、13日、16日は議案調査のため、11日、12日は休日のため、それぞれ休会といたします。

本会議2日目は、12月14日、第3日目、15日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

本会議第4日目、12月17日は、議案第1号及びこれに関する議案第8号から議案第20号の審議を願い、次に議案第2号から議案第7号、議案第21号の審議を願い、最後に追加議案がある場合は順次審議を行い、閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。請願、意見案、調査等の提出につきましては、12月14日、日程終了時までとすることで申し合わせをしております。

以上、平成22年第4回定例会の会期は、本日12月7日から12月17日までの11日間とすることで、委員会の一致を見た次第です。

議員、理事者各位の御協力を賜りますようお願い申しあげまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（北猛俊君） お諮りいたします。

ただいま委員長より報告のとおり本定例会を運営し、会期は12月7日から12月17日までの11日間とし、うち8日から10日まで及び13日、16日は議案調査のため、11日、12日は休日のため、それぞれ休会にいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から11日間と決定いたしました。

日程第3

認定第1号（第3定）平成21年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号（第3定）平成21年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号（第3定）平成21年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号（第3定）平成21年度富良野市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号（第3定）平成21年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号（第3定）平成21年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号（第3定）平成21年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号（第3定）平成21年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第9号（第3定）平成21年度富良野市水道事業会計決算の認定について

認定第10号（第3定）平成21年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

○議長（北猛俊君） 日程第3、前回より継続審査の認定第1号から認定第10号まで、以上10件を一括して議題といたします。

本件10件に関し、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長東海林孝司君。

○決算審査特別委員長（東海林孝司君） 登壇-

決算審査特別委員会より御報告いたします。

第3回定例会におきまして継続審査の付託を受けました、認定第1号より認定第10号の平成21年度富良野市一般会計ほか各会計決算につきましては、9月17日に審査日程、要求資料の検討並びに、決算内容につきまして会計責任者から総括的に説明を受け、11月9日、10日、11日の3日間にわたり、各所管、部ごとの審査を行いました。

質疑の中では、職員研修事業費、広報誌発行費、民生委員運営費、高齢者元気事業費、保育士等研修事業費、母子家庭自立支援給付事業費、各種予防接種経費、健康推進事業費、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費、安全・安心農業推進事業費、冷湿害緊急支援事業費、土地区画整理事業費、小中学校耐震化事業費、地域活性化経済危機対策事業費、公債費等、幅広い質疑が行われました。

審査結果につきましては、認定第1号より認定第10号までの10件につきまして、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、委員長の報告に対する質疑を終わります。

討論の申し出ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 申し出がございませんので、これより認定第1号、平成21年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり、認定することに決

しました。

次に、認定第2号、平成21年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号、平成21年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号、平成21年度富良野市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号、平成21年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号、平成21年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号、平成21年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号、平成21年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号、平成21年度富良野市水道事業会計決算の認定について採決いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第10号、平成21年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について採決いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第4

議案第5号(第3定) 第5次富良野市総合計画基本構想について

○議長（北猛俊君） 日程第 4、前回より継続審査の議案第 5 号、第 5 次富良野市総合計画基本構想についてを議題といたします。

本件に関し、総合計画基本構想審査特別委員会の報告を求めます。

総合計画基本構想審査特別委員長菊地敏紀君。

○総合計画基本構想審査特別委員長（菊地敏紀君） - 登壇 -

総合計画基本構想審査特別委員会より報告いたします。

本委員会は、第 3 回定例会において委員 7 名により設置され、議案第 5 号、第 5 次富良野市総合計画基本構想について付託されたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

今回提案がありました、第 5 次富良野市総合計画基本構想については、現行の基本構想が平成 13 年から 22 年までの 10 カ年で計画案が終了するため、平成 23 年度を初年度として平成 32 年までの 10 カ年を目途とした新たな総合計画策定のため、基本構想を定めようとするものです。

策定に当たっては、平成 21 年 5 月に庁内委員会を設置のうえ策定方針を定め、これに基づき作業を進めてきたところです。

具体的な策定作業としては、市民意識調査の実施、地域懇談会の開催、地域おこし懇話会の開催、まちづくり講演会の開催などを通じ、市民の意見、提言を聴取してきたところです。

また、平成 22 年 4 月から、総合計画審議会において計画の構想、基本構想の骨子、並びに原案の審議を願い、8 月には答申を受けて今回の議会提案になっております。

本委員会では審査に当たり、担当部局より資料の提出と説明を求め、慎重に審議を進めてきたところです。

提案された基本構想は、第 1 部の序論と第 2 部の基本構想で構成されており、序論では、第 1 章の計画策定の趣旨から計画の名称、役割、構成と期間、市民意識、まちづくりの課題までの 6 章があります。

第 2 部の基本構想では、第 1 章がまちづくりの基本理念として、市民の暮らしを地域と行政がともに支えるまちづくり、富良野の魅力や強みを活かし創造するまちづくりの 2 点を掲げています。

また、2 章では富良野市の将来像として、安心と希望、協働と活力の大地「ふらの」を富良野市が目指す 10 年後の目標とし、まちづくりのテーマとし「住み続けたいまち、そして、子どもたちに誇れるまちをめざして」を掲げています。

第 3 章は基本目標と個別目標で、5 つの施策に分けて基本目標を設定しています。

1 つ目は次代を担う子どもたちをみんなで育むまちづ

くり、2 つ目はやさしさと生きがいを実感できるまちづくり、3 つ目は人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり、4 つ目は地域の魅力ある産業を活かしたまちづくり、5 つ目は市民と地域、行政が協働して築くまちづくりとし、さらに 13 の個別目標を掲げ、まちづくりの指針としています。

また、追加資料として検討段階の、前期基本計画における推進施策の考え方が提出され、各部局担当も説明員として出席のもと説明があり、質疑、意見交換をいたしました。

その中では、第 4 次計画の課題、継続内容や新しい時代に向けて特徴的なものの確認等の質疑があり、目標の重点として 13 個の個別目標で、市民周知と地域と支え合うことが挙げられ、協働、安心というキーワードが出されました。

総合計画基本構想は、今後 10 年間の富良野市のまちづくりの指標となる重要な計画です。

第 4 次総合計画を継承しつつも、市民の暮らしを地域と行政がともに支えるまちづくり、富良野の魅力や強みを活かし創造するまちづくりの 2 つの基本理念を掲げ、情報の公開を蜜にし、市民参加を積極的に進め、協働のまちづくりを目指した計画ですが、地域主権が望まれるいま、多様化する市民の要望に十分に対応できる計画でなければなりません。

審査の過程では多くの意見が出され、活発な議論が行われ、地域コミュニティ、担い手、産業と雇用の 3 点について意見が集中しました。

地域コミュニティについては、その推進を図るためには協働の力をもって行政、市民、個人の役割分担を示すことや、高齢者社会が進む中で、福祉や介護を支えるために施設や制度の充実を図ることが必要ではないか。

また、福祉・介護の原点は地域コミュニティの充実であり、一律の福祉施策ではなく、地域福祉、介護を担う人たちの暮らしや文化を活かした福祉、介護が図られることが大切であり、地域の暮らしや文化、人のつながりを大切にしたいコミュニティづくりが必要ではないか。

また、担い手については、少子化が進む中で人材の育成、確保がこれからのまちづくりにとって大きな課題になると考えられるが、基本目標の 4、地域の魅力ある産業を活かしたまちづくりの中で、担い手の人材育成と確保に触れておりますが、担い手の人材育成と確保は基本構想全体の視点でとらえ、まちづくりに関わるすべての人が明日の富良野の担い手として位置づけ、それぞれの分野での学習や実践を通して、人材の育成や確保を図ることが必要ではないか。

産業と雇用については、市民アンケート調査では今後力を入れてほしい対策の 1 番が雇用対策であり、また、将来の人口の推計から見ても 20 代から 30 代の人口の減

少が大きく、若年層の雇用の確保の場が必要である。

また、まちの活性化には産業の発展が不可欠であり、企業誘致も手段の一つと考えられるが、行政と民間が共同し農商工連携による地場産業の特性を生かした企業を創出することが重要である。

そのことが雇用確保につながり、若者が希望と誇りをもって、安心して住めるまちづくりができるのではないかなど、多くの意見が出されたところであります。

以上のような審議過程を踏まえ、総合計画基本構想の実施に当たっては、地域主権の推進のため情報の共有をさらに進め、市民参加による協働のまちづくりを大切に、市民との連携を密にした行政運営を図ること、総合計画にかかわる基本計画、実施計画については、財政状況や社会状況の変化に的確に対応し、適時事業の見直しを行い、慎重かつ適確な事業執行に当たられることを申し上げ、本委員会としては、委員会全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

以上申し上げ、総合計画基本構想審査特別委員会からの報告といたします。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員会の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は委員会報告のとおり可決することに決しました。

日程第5 所管事項に関する委員会報告

○議長（北猛俊君） 日程第5、前回より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

順次委員長の報告を求めます。

最初に、調査第4号について、総務文教委員長岡本俊君。

○総務文教委員長（岡本俊君） -登壇-

第3回定例会におきまして調査の許可を得ました、調査第4号、指定管理者制度の現状についての調査経過について、御報告申し上げます。

本委員会は担当部局より資料の提出並びに説明を求め、指定管理制度に対する調査を進めてまいりました。

指定管理者制度は、平成15年9月に地方自治法の一部改正により、公の施設の管理の仕組みが管理委託制度から指定管理制度に転換され、本市は平成16年12月17日に制定され、演劇工場、パークゴルフ場について指定管理者を定め運用開始され、現在24施設で導入されております。

その後、平成19年に選定委員会に民間委員の参加などの変更がなされました。

委員会では、指定管理者選定委員会の活動状況及び委員会における見直し状況、利用者の声の反映、指定管理業務と自主事業の概念の調査などを行ってまいりました。

現在、施設管理の形態と施設の存在意義における指定管理制度、利用サービス向上に向けた情報の共有のあり方などの課題について調査検討を行っておりますので、継続調査を求めるものであります。

以上、総務文教委員会からの中間報告とさせていただきます。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

調査第4号に関する委員会報告は中間報告であり、継続調査を要することであり。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件については、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第3号及び都市事例調査について、保健福祉委員長千葉健一君。

○保健福祉委員長（千葉健一君） -登壇-

保健福祉委員会より、平成22年第3回定例会において継続調査の許可を得ました、調査第3号、高齢者福祉についての調査経過について御報告を申し上げます。

本委員会は、担当部局より資料の提出並びに説明を求め、高齢者福祉、特に介護保険制度に基づく在宅介護、通所介護と、本市単独の高齢者福祉事業に関して調査を進めてきたところであります。

これらの高齢者福祉事業は、人的サービスや金銭サービスの給付であり、各種制度に基づいて実施されているものであります。

今後は、さきに述べた給付に関するものに加え、介護をしている家族の実態や老人クラブの実態など、高齢者福祉に関する総合的な調査として、さらに調査を深めたいことから、今回は中間報告とし、継続調査を求めるとであります。

以上で保健福祉委員会からの報告を終わります。

引き続き、都市事例調査報告を申し上げます。

都市事例報告。

平成22年第3回定例会において、都市事例調査の許可を得た所管に係る業務について、下記のとおり報告を申し上げます。

本委員会は10月の4日から7日、4日間、調査地岐阜県本巣市、郡上市におきまして、高齢者福祉について委員6名で都市事例調査を行いました。

調査内容につきましては、大変文章が長くなっておりまますので、御一読をいただきまして、その後、委員会で議論されました考察について朗読をもって報告を申し上げます、都市事例の報告といたします。

両市の都市事例調査を行ったところではありますが、両市とも町村同士の合併市であり、旧町村それぞれの長い歴史の上に成り立った町や村であることから、北海道とは異なった重みを感じられた。

それは場所や物ばかりではなく、人の心や人と人のつながりを大切にするという思いが特に感じられたところでもあります。

この思いから、両市とも高齢者に対する事業に関して、単に事業の内容だけではなく、その理念において高齢者への啓蒙の精神を大切に、各種事業に取り組んでいることが大きな印象として感じられました。

本巣市では、在宅でのサービス提供とあわせ、根尾生活支援ハウスのように、集団生活により独居や夫婦の高齢者世帯の孤独を防止するとともに、介護予防の面からも効果のある取り組みであると思われるところであります。

郡上市では、健康福祉推進計画の策定経過にもありますように、策定時に多くの市民の意見を取り入れ、市民が望むサービスが提供されているように感じられるほか、計画書に自助、共助、公助の理念を明記し、市民との理念の共有を行っています。

これらの取り組みの結果、市民が理念を理解した上で、各種活動に対し協働して取り組んでいるものと考えられます。

いずれの市も精力的に各種事業に取り組んでおりますが、今後においては財源の硬直化が懸念されるところであります。

以上申し上げます、委員会からの報告といたします。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

調査第3号に関する委員会報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件については、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第5号及び都市事例調査について。

経済建設委員長東海林剛君。

○経済建設委員長（東海林剛君） -登壇-

経済建設委員会より御報告を申し上げます。

本委員会では、平成22年第3回定例会において許可を得ました、事務調査第5号、雇用対策について、岩手県花巻市、遠野市において都市事例調査を実施し、さらに担当部局より国の雇用対策の活用実績と課題、富良野市独自の雇用対策の実績と課題、雇用創出のための人材育成や商店街担い手対策、企業誘致の考え方について、起業化支援の考え方についてなどの資料の提出と説明を求め、調査を進めてまいりました。

本市では国の支援を活用した新パッケージ事業、雇用創造先導的創造等奨励金、通年雇用支援促進事業、また国の交付金に基づく道の基金を活用したふるさと雇用再生特別対策事業、緊急雇用創出事業、一村一雇用事業などに取り組んでおり、一定の成果が上がっています。

しかし、通年雇用結びつかない現状や雇用する環境にない市内の経済状況、雇用と求職のミスマッチ、研修事業に取り組んでも求人が少ない状況、国の雇用交付金事業が23年度で終了することに対する対応など、課題は山積しております。

去る平成22年10月28日に開催された就職支援マッチング面談会には、21事業者57名の求職者が参加をいたしました。市内だけではなく関西の学生も参加するなど、全国的に若い世代の就職難がうかがわれます。

現在本市で取り組んでいる移住定住対策も、定住に結びつける要素として真っ先に挙げられるは雇用であり、市内経済活性化による雇用の場の拡大は喫緊の課題であります。

自然環境に恵まれた本市は、農業と観光を基幹産業として、全国的にも知名度と好感度が高いという優位性をもってあります。

この特色と優位性を生かし、企業の誘致のみならず新事業創出を目指す起業化支援など、内発型経済振興策への取り組みや季節偏差のない雇用環境づくり、23年度で終了する国の雇用交付金事業の事後対策など、大変重い課題ではありますが、さらに議論の掘り下げが必要であり、継続調査を求めるものであります。

引き続き、都市事例調査について御報告申し上げます。都市事例調査については、10月4日から6日にかけて実施をされました。

今回の都市事例調査においては自治体の雇用対策とあわせ、雇用の創出による雇用機会の拡大という点に重点

を置き、企業誘致から内発型振興策にシフトした花巻市と、小さなビジネスアイデアも受け入れ、起業化への支援体制を整備している遠野市を選定し、実施をいたしました。

最初に花巻市であります。岩手県の空の玄関となるいわて花巻空港を始め、東北自動車道、東北新幹線など高速交通網が整備され、企業の立地性にすぐれ、農業、観光とあわせて、古くから工業のまちとして発展をしてまいりました。

花巻市の産業構造の柱である工業は、昭和20年に東京の大手通信機器メーカー新興製作所が、工場疎開により花巻市に立地したことが近代工業の始まりであります。

同社を頂点とする関連企業が広く県内に拡大し、この地域を中心とする基盤系製造業の集積が大きく進展をしていきました。

昭和50年代からは県外資本の新たな立地が相次ぎ、多面的な集積構造へと次第に変化し、花巻市の産業政策は企業誘致に大きくシフトしていき、高度成長からバブル経済期に至るまで、新規立地は86社に及びました。

しかしバブル経済が崩壊して以後ですね、撤退が相次ぎました。

花巻市は、本社機能が集積している首都圏から遠く離れているため、工場の統廃合を進める場合、真っ先にターゲットにされてしまうという、克服しがたい地理的要因があったようであります。

平成2年に、花巻市と地域の工業界の任意団体である花巻工業クラブ、地場企業であります。共同で地域企画調査を実施した結果、誘致企業が発注する仕事量の2割しか地域内で循環していない、誘致企業の多くはその地域企業の技術レベルが低いというふうに評価しているなどですね、誘致企業と地場企業の経営感覚、技術水準の乖離により、企業誘致の効果を十分発揮されていない現状が明らかになり、従来型の企業誘致に加え、市の新たな重点施策として内発型振興を定義し、誘致企業と地場企業の融合、地域間・企業間競争に向けた企業意識の改革を課題として位置づけ、具体的な手法としてベンチャー支援を全面に打ち出し、それに伴う地場企業と起業家マインドの醸成、経営意識変革の推進を掲げました。

その拠点施設として、入居型のインキュベーション施設の整備が検討され始め、岩手県による北上川流域テクノポリス開発計画、また東北経済産業局によるスーパーテクノゾーン構想に花巻市企業化支援センターの整備計画が位置づけられました。

この花巻市起業化支援センターの概要であります。設置目的として、高度な技術を有する研究開発型企業と、新たに事業を展開しようとするベンチャー企業を育成し、特色ある地域企業の創出と地域産業の発展に資するといったしております。

支援内容としては、貸し研究室、賃貸工場等の提供、各種試験研究機器の開放、研究開発目的に応じて産学官の専門家のアドバイス、公的機関の各種融資、補助金制度の活用など最新情報の提供、先端技術情報の交流、企業、製品PRなどにおいてですね、双方向型の情報発信の支援、それと、これは特筆されるべきことではありますが、専任コーディネーターの配置による各種コーディネートというのが支援内容になっております。

特に、起業化支援センターに常駐するコーディネーターは、インキュベーション施設入居企業のみならず、市内企業すべてを対象にコーディネート活動を実施をしています。

現在、入居企業が2割、入居外市内企業が8割のウェイトで、現在そういった支援活動を行っているというふうにお聞きをいたしました。

それぞれの企業のリクエストに応じて、経営・開発・販路・技術改良・資金調達にかかる必要な情報、専門家、ネットワークの外部経営資源とのマッチングや産学連携・企業連携に向けた調整、働きかけを行う、このコーディネーターによる支援活動は、花巻市産業支援策の中核であり、その存在意義は大変大きいものであるというふうに感じました。

企業誘致実績もですね、バブル崩壊後の景気後退期には5社にまで減少いたしましたけれども、この内発型に舵を切ってからはですね、41社と企業誘致実績も大幅に伸びております。

詳細につきましては御一読をいただきたいと思います。

考察であります。首都圏に比べて絶対的に仕事量が少ない地方都市として、みずからの産業構造の長所短所を見きわめ、内発型振興策にかじを切った英断は大変参考となりました。

1 8億円強の建設コストと年間5,000万円の維持費をかけたインキュベーション施設の運営コストは早期回収できるものではなく、長期的な視点に立って、その運営評価をしっかりと行うことで、地域振興かつ雇用の創出につながり、財政的にもプラスに転じております。

この内発型振興策成功のカギは、起業化支援活動の牽引役となったコーディネーターによる経験豊富なサポート体制と、全国的なネットワーク網の活用であります。

このようなヒト、モノ、情報の連結手法は学ぶべき点が多く、本市においても農業や観光に限らず、さまざまな分野で雇用の機会を創出するために、総合的にコーディネートできる人材の育成、または招へいが有効な手段の一つであると感じました。

次に遠野市であります。遠野市については、柳田國男の著書「遠野物語」、伝統芸能、馬文化など、日本の原風景が数多く残されていることから、民話のふるさととして全国的に知られております。

その歴史や文化を活かした遠野ツーリズムや、地域資源を活かしたコミュニティビジネスによる地域活性化にも取り組んでおります。

また、冷涼な気候と豊かな自然環境を活かした農林業を基幹産業として、米を中心に野菜、ホップや葉たばこなど工芸作物、畜産などの複合化が図られております。

平成15年には、どぶろく特区の指定を受けて全国第1号としてどぶろくの製造を始めるなど、産業振興の面でもさまざまな取り組みが行われております。

遠野地域のビジネス支援システムの事業についてですが、遠野市は農業だけではなく、業種横断的な形で地域産業活性化のため、平成15年に部署横断型の総合産業振興センターを設置し、産業活性化へ向けたプロジェクトが始まりました。

自分たちで遠野発の産業をつくり出して、遠野を元気にしていこうと、市民50人からなる遠野の産業を元気づける推進委員会を立ち上げ、地域資源を生かしたビジネスアイデアを募ったところ、農業、環境、観光、新商品、福祉などに関する358件のプロジェクトが、市民ボランティアによって提案されました。

同時にこれらの起業化のための支援体制が必要となり、ビジネスアイデアの整理、情報収集、事業計画の作成支援、事業化、実践まで、起業化についての支援を行う遠野地域ビジネス支援システム事業が構築されました。

遠野地域ビジネス支援システム事業は、市民有志が事業化を進めるまでの行程を、まず1番として発芽、市民からの起業化プロジェクトの発掘。

2番目として育成、ビジネス支援委員会による育成・調査。

3番目として事業化支援、遠野元気ファンドの活用や市民と起業家のマッチング。

4番目としてフォローアップ、安定操業へのフォローの4段階に分けてサポートを行い、同時に起業を喚起していくため、セミナーや研修会などで知識や情報を提供したり、継続的に動機付けをしていく取り組みもあわせて行っています。

考察であります、遠野市は人口や産業構造が本市と似通っており、遠野市の取り組みは本市でも取り組めそうな規模の支援制度が多く感じられました。

遠野地域ビジネス支援システム事業は、市民ボランティアの発想が原点となっており、門戸を広く開放し、小さなビジネスアイデアでも受け入れる支援体制となっているのが特色であります。

そのため、主婦や高齢層が取り組めるコミュニティビジネスの立ち上げにより、いままで就業を考慮していなかった層にビジネスチャンスを提供しようとする姿勢が大変参考となりました。

このように、市民と協働で築くビジネス支援は、地域

の自立を促すとともに、地域資源を有効に活用できる産業振興、雇用対策であり、本市の施策においても参考としたいということで、以上、経済建設委員会からの報告を終わらせていただきます。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

調査第5号に関する委員会報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件については、継続調査とすることに決しました。

以上で所管事項に関する委員会報告を終わります。

日程第6 議会改革特別委員会報告

○議長（北猛俊君） 日程第6、前回より継続調査の議会改革特別委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長東海林剛君。

○議会改革特別委員長（東海林剛君） -登壇-

議会改革特別委員会より御報告申し上げます。

本委員会では第3回定例会以後、議員倫理の明確化、会派政党制のあり方についての議論を進めてまいりました。

議員の政治倫理は法令遵守はもちろんのこと、人として守るべきモラルについても、市民から負託を受け、選ばれている立場から強い倫理感と行動規範を持っていなければなりません。

この、ごく当然のことを、議員全員の共通認識として行動するよう、条例化もしくは何らかの定めが必要ではないかという観点から、意見交換を重ねて参りました。

条例の制定には至りませんでしたけれども、議員の政治倫理に関する共通認識を、行動の規範を改めて確認し、富良野市議会としての倫理に関する指針とすることを目的に、要覧の先例・事例・申し合わせ事項に、富良野市議会議員規範として、一つ、議員は市民全体の代表者として市政に関する権能を信託されたものであり、市政にかかわる役割と責務を自覚するとともに、みずから研鑽を積み、良心及び責任を持って行動しなければならない。

一つ、議員は常に倫理の向上に努め、その地位を利用し影響力を不正に行使するなど、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない、という、以上の2項目を掲載することといたしました。

次に会派政党制については、代表者会議において、1人政党でも代表権をもって議会運営委員会、特別委員会の構成員になることについての疑問が提起され、無所属議員の対応とあわせ、会派政党制のありかたについて、議会特別委員会で議論をすることになった課題であります。

政党であれば1人であっても代表権があるのは、ほかの市議会に見られない、富良野市議会の特色であります。

議論の結果として、新たな仕組みを生み出す結論には至りませんでしたけれども、代表権を有するには本来複数でなければならないことを自覚するとともに、今後も全市的立場で情報を共有し、行動する最大限の努力が必要との認識で一致したところであります。

本市議会は来春改選となりますが、議会報告会をはじめ現在までの改革項目を検証し、議会の持つ機能を十分に発揮できるように、具体的に検討を加えてまいります。議員各位には、議員全員の共通課題として受けとめ、一層の御理解、御協力をお願いし、議会改革特別委員会からの報告といたします。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

ただいまの委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件については継続調査をすることに決しました。

以上で議会改革特別委員長の報告を終わります。

日程第7 監査委員報告

○議長（北猛俊君） 日程第7、監査委員からの報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成22年度8月から12月分、3件であります。

本件3件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、本報告を終わります。

日程第8

議案第22号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（北猛俊君） 日程第8、議案第22号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） -登壇-

議案第22号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

富良野市固定資産評価審査委員会委員、難波英昭氏は、平成23年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を富良野市固定資産評価委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めますのでございます。

なお、難波英昭氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件選任について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、選任に同意することに決しました。

日程第9

議案第23号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（北猛俊君） 日程第9、議案第23号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） -登壇-

議案第23号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

富良野市固定資産評価審査委員会委員、吉田勉氏は、平成23年3月8日をもって任期満了となりますので、その後任として藤田恵士氏を富良野市固定資産評価委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

なお、藤田恵士氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

ます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件選任について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、選任に同意することに決しました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時09分 開議

○議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9

議案第1号～議案第21号(提案説明)

○議長（北猛俊君） 日程第10、議案第1号から議案第21号まで、以上21件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

議案第1号、平成22年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第10号は、歳入歳出それぞれ1億6,336万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億2,744万円にしようとするものと、繰越明許費の補正で追加1件、債務負担行為の補正で追加10件でございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

20、21ページ上段でございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、広報誌発行費の編集用ソフトウェアの器具購入費、文書管理経費の通信運搬費、生活交通路線維持対策事業費の市生活交通路線維持対策路線維持費補助金、4項選挙費で明年4月に執行予定の知事及び道議会議員選挙費などが追加の主なもので、1項総務管理費の精算に伴う、富良野広域連合負担金、西地区コミュニティセンター舗装工事費の執行残、準生活交通路線維持対策路線維持費補助金の減額を差し引きいたしまして、3,615万9,000円の減額でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、国民健康保険特別会計繰出金、前年度負担金の精算に伴う、後期高齢者医療療養給付費負担金、利用件数の増などに伴う、自立支援給付事業費の障害福祉サービス費、2項児童福祉費のへき地保育所運営費の臨時保育士賃金、3項生活保護費の関係機関とのレセプト情報の授受をオンラインにより行うための端末機器及びソフトウェア等の器具購入費、生活保護費などが追加の主なもので、1項社会福祉費の介護保険特別会計繰出金、2項児童福祉費の認可外私立保育所補助金の減額を差し引きいたしまして、5,448万1,000円の追加でございます。

24、25ページ下段でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、地域センター病院の産婦人科医師確保に係る費用の一部を補助する、地域センター病院産婦人科医師確保対策補助金、受診者の増に伴う妊婦健康診査委託料、2項清掃費の埋立処分場維持管理経費の器具修繕料が追加の主なもので、3項水道費の簡易水道事業特別会計繰出金の減額を差し引きいたしまして、1,039万円の追加でございます。

5款労働費は、勤労青少年ホーム管理経費の施設修繕料で88万円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、採択事業の追加等に伴う強い農業づくり事業費補助金、国庫補助事業の追加に伴う、防衛施設周辺農業用施設設置事業補助金、本年の高温多雨により被害を受けられた農業者に対し支援を行う、高温多雨等被害支援事業補助金、同じく被害を受けられた農業者が実施する排水整備費用の一部を補助する、高温多雨等被害排水対策支援事業補助金、2項林業費の、道補助金の追加に伴い対象箇所が追加となる、民有林育成推進事業補助金及び駆除頭数の増に伴う、有害鳥獣駆除事業交付金が追加の主なもので、1項農業費の被災ハウス復旧支援事業補助金の執行残に伴う減額を差し引きいたしまして、1億4,349万6,000円の追加でございます。

7款商工費は、本市の商業環境を総合的に把握し、今後の方向性の検討を行うための、富良野商圏商業動向調査委託料、従来、財団法人北海道市町村振興協会より実施団体に直接交付されていた交付金が、本年度より市を通して交付されることとなった、富良野・美瑛広域観光推進協議会交付金、明年2月に実施予定の富良野消費者協会の記念大会にあわせ実施される、消費者啓発事業講演会の講師派遣に係る手数料の追加から、貸付金額の確定に伴う、中小企業振興資金貸付金及び商工業パワーアップ資金貸付金の減額を差し引きいたしまして、1,595万1,000円の減額でございます。

30、31ページ下段でございます。

8款土木費は、現況に合わせ道路敷地を買収するための、未処理用地処理事業費と、国庫支出金の増減に伴う

財源振替で150万円の追加でございます。

32、33ページでございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、育英基金の返還金の増に伴う、育英基金返還金積立金、2項小学校費の小学校施設修繕事業費、5項社会教育費の、従来、財団法人北海道市町村振興協会より実施団体に直接交付されていた交付金が、本年度より市を通して交付されることとなったふらの演劇祭実行委員会交付金、6項保健体育費の12月下旬に愛媛県で開催される全国小学生バドミントン選手権大会への選手派遣経費の一部を補助する全国小学生バドミントン選手権大会派遣費補助金、明年3月に千葉県で開催される全国中学生軟式野球大会への選手団派遣経費の一部を補助する全国中学生軟式野球大会派遣費補助金、小中学校の各種全国・全道大会への派遣費用の補助を行う小中学校各種競技大会派遣補助金、寄附金による体育施設管理費の器具購入費などの追加から、1項教育総務費の、北海道の事業として実施することとなった適応指導事業費、6項保健体育費の事業の中止に伴う日米親善少年野球交流事業補助金、及び全日本9人制バレーボール総合選手権大会北海道大会補助金などの減額を差し引きいたしまして、473万1,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして12、13ページ上段でございます。

1款市税は、1項市民税、1目個人の所得割、同じく2目法人の法人税割で、3,000万円の追加でございます。

11款地方交付税は、普通交付税で、1,035万6,000円の追加でございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、保険基盤安定負担金、生活保護費負担金、障害者自立支援給付費負担金、2項国庫補助金で、生活保護適正実施推進事業補助金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の追加、本年度新たに創設された、4目土木費国庫補助金の4節社会資本整備総合交付金への同目内1節の道路橋梁費国庫補助金、2節住宅費国庫補助金及び7目地域活力基盤創造交付金、1節の、地域活力基盤創造交付金の振り替えなどで1億1,461万9,000円の追加でございます。

16款道支出金は、1項道負担金で、国民健康保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金、2項道補助金で、強い農業づくり事業補助金、消費者行政活性化交付金、3項委託金で、知事及び道議会議員選挙費委託金などの追加から、2項道補助金の石油代替エネルギー機器導入促進支援事業費補助金の減額を差し引きいたしまして2,569万4,000円の追加でございます。

18、19ページ上段でございます。

18款寄附金は、体育施設管理費の器具購入費に充当する教育費寄附金で、100万円の追加でございます。

19款繰入金は、地域づくり推進基金繰入金及びスポー

ツ振興基金繰入金の追加から育英基金繰入金の減額を差し引きいたしまして、18万円の追加でございます。

21款諸収入は、育英基金貸付金収入、いきいきふるさと推進事業助成金の追加から、中小企業振興資金元利収入及び商工業パワーアップ資金元利収入の減額を差し引きいたしまして、1,848万1,000円の減額でございます。

戻りまして6、7ページ上段でございます。

第2条繰越明許費の補正につきましては、第2表繰越明許費補正に記載のとおり、富良野商圏商業動向調査事業の追加で、年度内での完了が困難なことから、記載の金額を限度として翌年度に繰り越すものでございます。第3条債務負担行為の補正につきましては、第3表債務負担行為補正に記載のとおり、平成22年度富良野市地域会館ほか6件の指定管理料について、公の施設の指定管理者制度に基づく協定の締結に当たり、記載の期間及び限度額を定めるもの、また、平成22年度山部地区コミュニティカー運行事業費及び平成22年度高齢者医療送迎車運行事業費につきましては、同事業の平成23年度継続実施に当たり、乗合事業の認可を事前に取得する必要があることから、契約手続を本年度中に行うため、また、平成22年度知事及び道議会議員選挙ポスター掲示場設置委託料につきましては、同選挙に係るポスター掲示場の設置が本年度末から平成23年4月の投票日までの期間、必要であることから、それぞれ債務負担行為を定めるものでございます。

以上、平成22年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第2号、平成22年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ1,964万円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億1,576万5,000円にしようとするものでございます。

以下その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

8、9ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費で、1目一般管理費の国民健康保険システム修正委託料などの一般管理費及び2項徴税費の、1目賦課徴収費の一般管理費で73万円の追加でございます。

2款保険給付費は、1項療養諸費の、2目退職被保険者等療養給付費、2項高額療養費の2目退職被保険者等高額療養費、及び4項出産育児諸費の1目出産育児一時金などで、1,866万3,000円の追加でございます。

8款保健事業費は、1項保健事業費の、1目保健衛生普及費で8万7,000円の追加でございます。

11款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金の3目償

還金で16万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして6、7ページでございます。

2款国庫支出金は、2項国庫補助金で、3日出産育児一時金補助金26万円の追加でございます。

8款繰入金は、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、及び財政安定化支援事業繰入金で、1,350万5,000円の追加でございます。

9款繰越金、1項繰越金は、前年度の繰越金で586万2,000円の追加でございます。

10款諸収入は、2項雑入で、社会保険及び労働保険料1万3,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第3号、平成22年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ453万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を16億3,747万5,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

6、7ページ下段でございます。

1款総務費は、職員の会計間移動等に伴う給与費にかかる職員管理費で、453万9,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく6、7ページ上段でございます。

7款繰入金は、一般会計繰入金の職員給与費繰入金で、453万9,000円の減額でございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第4号、平成22年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました、富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ591万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を7億508万8,000円に変更するものと、地方債の補正で変更1件でございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

10、11ページでございます。

1款下水道費は、1項下水道管理費の1目一般管理費で、職員の会計間移動及び中途退職等による職員管理費、2項下水道整備費、1目管渠事業費で、社会及び労働保健料、賃金、汚泥管実施設計委託料、汚泥管地質調査委託料の減額から、1項下水道管理費、5目水処理センター管理費の富良野水処理センターの汚泥ポンプ、電磁流量計等の施設修繕料の追加を差し引きいたしまして162万6,000円の減額でございます。

2款公債費は、地方債の償還元金の財源振替と利子で428万6,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして8、9ページでございます。

2款使用料及び手数料は、公共下水道使用料で252万円の追加でございます。

3款国庫支出金は、1項国庫補助金で、制度改正により公共下水道事業国庫補助金が、社会資本整備総合交付金へと変更となったことに伴う、節区分の変更と同事業の事業費確定による418万円の減額でございます。

7款諸収入は、社会及び労働保険料5万2,000円の減額でございます。

8款市債は、公共下水道事業債420万円の減額でございます。

戻りまして4、5ページでございます。

第2条地方債の補正につきましては、第2表のとおり、限度額を1,420万円から1,000万円に減額変更しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第5号、平成22年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算について、御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました、富良野市簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ512万円を減額し、歳入歳出の総額を1億2,328万円に変更しようとするものと、地方債の補正で変更が1件でございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

10、11ページでございます。

1款簡易水道費は、1項簡易水道管理費の1目一般管理費で、一般管理費の消費税の追加から、職員管理費2項簡易水道事業費の簡易水道計装機器更新事業費の確定に伴う減額を差し引きいたしまして512万円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして8、9ページでございます。

1款分担金及び負担金は、学田地区簡易水道に係る事業費分担金で52万4,000円の追加でございます。

3款繰入金は、一般会計繰入金で、1,144万8,000円の減額でございます。

4款繰越金は、前年度繰越金で870万4,000円の追加でございます。

6款市債は、簡易水道事業債で、簡易水道計装機器更新工事費の確定に伴うもので、290万円の減額でございます。

戻りまして4ページでございます。

第2条地方債の補正につきましては、第2表のとおり、限度額を1,190万円から900万円に減額変更しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第6号、富良野市職員の定年等に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

本件は、富良野看護専門学校条例第3条に規定する、富良野看護専門学校の運営に必要な職員として、副学校長を設けようとするもので、関連する富良野市職員の定年等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

富良野看護専門学校には、開校以来、医療系の職種出身の学校長を配置してまいりましたが、本年4月より、医療系以外の職種出身の学校長が就任したところでございます。

看護師養成所にあつては、その長またはまたは補佐する者のいずれかが看護職でなければならないことが、看護師等養成所の運営に関する指導要領に規定されており、これまでは教務課長がこの責を果たしておりましたが、今後、安定的な学校運営に向けた人的体制を構築するため、学校長を補佐するものとして、新たに指導要領に規定する副学校長を設置することで、今後の学校運営の安定化、円滑化を図ろうとするものでございます。

また、副学校長については、臨床または看護教育において経験豊富でかつすぐれた管理能力を有する者が適任と考えますので、幅広い範囲から求めることができるよう、定年を学校長同様65歳としようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第3条の改正は、学校長に副学校長を加え、その定年を65歳にしようとするものでございます。

なお、条例の施行日は平成23年4月1日にしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第7号、富良野市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。本件は、東4条街区地区の地区計画決定を受け、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、建築物を制限する区域に同地区を適用区域として加え、この地区の建築物に容積率、建ぺい率、建築面積に関する制限を設けることで、適正な都市機能と健全な都市環境を確保しようとするため、並びに既に適用区域となっている南大沼地区が、住居表示により東雲町になったことに伴い、整備計画区域名等を変更するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、その概要について、条を追って御説明を申し上げます。

第4条は、建築物の容積率に関する規定で、容積率の最高限度と最低限度を定める条を追加するものでございます。

第5条は、建築物の建ぺい率に関する規定で、建ぺい

率の最高限度を定める条を追加するものでございます。

第7条は、建築物の建築面積に関する規定で、建築面積の最低限を定める条を追加するものでございます。

第1表は、南大沼地区整備計画区域を東雲町地区整備計画区域に名称を改めるとともに、適用区域に東4条街区地区整備計画区域を加えるものでございます。

第2表は、南大沼地区整備計画区域を東雲町地区整備計画区域に名称を改めるとともに、第4条、第5条、第7条で新たに定める制限を加えるものでございます。

別表3は、南大沼地区整備計画区域を東雲町地区整備計画区域に名称を改めるものでございます。また、あわせて条の追加に伴う文言整理を行うものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第8号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市デイサービスセンター設置条例第4条の規定に基づき、同条例第5条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市デイサービスセンターいちいの指定管理予定者として、社会福祉法人富良野市社会福祉協議会を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定いたしました経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第9号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市デイサービスセンター設置条例第4条の規定に基づき、同条例第5条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市デイサービスセンターやまべの指定管理予定者として、社会福祉法人富良野あさひ郷を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定いたしました経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第10号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市自然休養村管理センター設置条例第3条の規定に基づき、同条例第4条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市自然休養村管理センターの指定管理予定者として、株式会社富良野振興公社を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

指定期間につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、募集から指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第11号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市農村環境改善センター設置条例第3条の規定に基づき、同条例第4条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市農村環境改善センターの指定管理予定者として、株式会社富良野振興公社を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

指定期間につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、募集から指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第12号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市農業体験者滞在施設設置条例第3条の規定に基づき、同条例第4条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市農業体験者滞在施設の指定管理予定者として、ふらの農業協同組合を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

指定期間につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、募集から指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考として

いただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第13号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市チーズ工房設置条例第3条の規定に基づき、同条例第4条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市チーズ工場の指定管理予定者として、株式会社富良野農産公社を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

指定期間につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、募集から指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第14号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市自然環境活用センター設置条例第3条の規定に基づき、同条例第4条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市自然環境活用センターの指定管理予定者として、山部商業協同組合を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

指定期間につきましては、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間としようとするものでございます。

なお、募集から指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第15号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市立養護老人ホーム設置条例第7条の規定に基づき、同条例第8条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市立養護老人ホーム寿光園の指定管理予定者として、社会福祉法人富良野あさひ郷を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

指定期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間としようとするものでございます。

なお、募集から指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考として

いただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 16 号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市地域会館設置条例第 3 条の規定に基づき、同条例第 5 条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、朝日会館ほか 20 館の指定管理予定者として、各地域会館運営委員会を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間につきましては、平成 23 年 4 月 1 日より平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 17 号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市集落センター設置条例第 3 条の規定に基づき、同条例第 5 条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、平沢集落センターほか 3 館の指定管理予定者として、各地域の集落センター運営委員会を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間につきましては、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 18 号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市地域福祉センター設置条例第 5 条の規定に基づき、同条例第 6 条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市地域福祉センターの指定管理予定者として、社会福祉法人富良野市社会福祉協議会を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間につきましては、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資

料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 19 号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市労働会館設置条例第 3 条の規定に基づき、同条例第 5 条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市労働会館の指定管理予定者として、日本労働組合総連合会富良野地区連合会を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間につきましては、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 20 号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市郷土芸能伝習館設置条例第 3 条の規定に基づき、同条例第 5 条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市郷土芸能伝習館の指定管理予定者として、富良野市郷土芸能伝習館運営委員会を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間につきましては、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 21 号、中富良野町町道路線の行政界を越える路線認定の承諾について、御説明を申し上げます。

本件は、平成 22 年 11 月 10 日付けで中富良野町より町道南基線の道道昇格に伴い、道道奈江富良野線の一部が町道に振り替わることとなり、富良野市との行政界を越えて町道認定を行う必要が生じたことから、道路法第 8 条第 3 項の規定に基づく協議の申し出があり、本市といたしましては、認定区間の管理を、道路法第 16 条第 2 項の規定に基づき、中富良野町が行うこととなることから、支障なしと判断し、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき、路線認定の承諾について、議会の議決を求めるものでございます。

認定承諾を行う路線は、町道渋毛牛日進線で、道路区

間といたしましては、行政界から富良野市字学田 87 番 1 地先までの 97.33 メートル、区域面積は 1,039 平方メートルでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（北猛俊君） 以上で提案説明を終わります。

散 会 宣 告

○議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明 8 日から 10 日まで及び 13 日は議案調査のため、11 日、12 日は休日のため、それぞれ休会であります。

14 日の議事日程は当日配付いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 48 分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 22 年 12 月 7 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 岡 本 俊

署名議員 宍 戸 義 美